

特集

注射剤 取り扱いドリル

正しく計算, 正しく評価, 望ましい薬物治療

特集にあたって

疑義照会は、薬剤師法第24条では「薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない」とされている。その内容は、手書き処方箋の薬剤名や処方量の文字が判読しにくい場合や、経口剤の使用タイミングや外用剤の使用部位などが記載されていないなどの形式的な問題点、禁忌薬剤処方や適応外使用、腎機能低下患者に対する薬剤投与量の調整、処方内容ならびに処方箋そのものの偽造や不適切な向精神薬の処方量などきわめて広範なものである。昨今では、臨床検査値などを処方箋上に印字している施設も増加しているが、「どこまでが疑義照会か」という点については、議論が尽きないところである。

一方、平成24年度診療報酬改定で新設された「病棟薬剤業務実施加算」では、その業務として「特に安全管理が必要な医薬品等のうち、投与の際に流量又は投与量の計算等が必要な場合は、治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合等を除き、投与前に病棟専任の薬剤師が当該計算等を実施すること」「当該病棟に入院している患者に対し2種以上(注射薬及び内用薬を各1種以上含む。)の薬剤が同時に投与される場合には、治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合等を除き、投与前に、注射薬と内用薬との間の相互作用の有無等の確認を行うこと」

などが示されている。算定のいかんはあるものの、本加算新設から10年以上が経過し、注射剤の適正使用と安全管理は薬剤師業務の中核をなす一領域として定着したといえるだろう。

一方で、注射剤の薬剤投与量の計算や投与濃度の管理、適切な投与速度の設定などに関する知識や判断には今も不安を抱える薬剤師が少なくない。特に注射剤関連のエラーは重大な医療事故につながる可能性があり、タスクシフトの進展も追い風となって、医師への輸液の投与設計や管理のサポートもこれまで以上に求められている。注射処方鑑査における薬剤投与量や投与濃度の計算は疑義照会の素養としても重要であり、病棟薬剤業務での処方提案を含めた適切な薬物治療への参画は、薬剤師の根幹的責務となっている。

そこで本企画は、薬剤師が実務で直面する“安全上のつまずき”にフォーカスし、注射剤を取り扱ううえで欠かすことができない要点を、単なる知識習得にとどまらず、現場での実践に直結する力を養成することを目的に、段階的に学び体系的に整理できるドリル形式で構成した。薬剤師一人ひとりが疑義照会や処方提案を通して医療安全意識を再確認できる特集となり、安心して注射剤業務に臨むための一助となれば幸いである。

滋賀医科大学医学部附属病院 薬剤部 副薬剤部長

神谷 貴樹